第三・九条　技術協力
第三・十条　透明性
第三・十一条　協議
第三・十二条　情報の秘密性
第三・十三条　刑事手続のための情報の使用
第三・十四条　連絡
第三・十五条　雑則
第四章　ビジネス環境の整備
第四・一条　ビジネス環境の整備に関する小委員会
第四・二条　連絡事務所
第五章　協力
第五・一条　農業、林業及び漁業（基本協定第五章に規定する衛生植物検疫措置に関連する事項を含む。）
第五・二条　製造業（基本協定第六章に規定する強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関連する事項を含む。）
第五・三条　中小企業
第五・四条　貿易及び投資
第五・五条　公共基盤、建設及び都市開発
第五・六条　科学技術及び知的財産
第五・七条　金融サービス
第五・八条　教育及び人材養成
第五・九条　観光
第五・十条　環境
第五・十一条　鉱業及びエネルギー
第五・十二条　保健
第五・十三条　競争
第五・十四条　情報通信技術
第六章　最終規定
第六・一条　実施
第六・二条　目次及び見出し
第六・三条　改正
第六・四条　効力発生
第六・五条　紛争解決

前文

日本国政府及びモンゴル国政府は、

経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定（以下「基本協定」という。）第一・十二条の規定に従って、

次のとおり協定した。

第一章　総則

第一・一条　定義

この取極の適用上、

(a)　「両締約国」とは、日本国及びモンゴル国をいい、「締約国」とは、日本国又はモンゴル国をいう。

(b)　「両締約国政府」とは、日本国政府及びモンゴル国政府をいい、「締約国政府」とは、日本国政府又はモンゴル国政府をいう。

第二章　税関手続及び貿易円滑化

第二・一条　協力

1　両締約国政府は、関税法令の適正な適用を確保するため、並びに関税法令の違反及びその未遂を防止し、調査し、及び抑止するため、両締約国政府の税関当局を通じて相互に支援するよう努める。

2　両締約国政府は、必要かつ適当な場合には、両締約国政府の税関当局を通じて、研究、開発及び試験であって、新たな税関手続並びに取締りのための新たな装置及び技術に関するもの、税関職員の訓練活動並びに税関当局間の人的交流の分野において協力するよう努める。

第二・二条　情報通信技術

両締約国政府の税関当局は、その税関手続を改善することを目的として、その税関手続における情報通信技術の利用を促進するために協同の努力を払う（最良の慣行を共有することを含む。）。

第二・三条　危険度に応じた管理手法

1　両締約国間で取引される物品の通関を容易にするため、両締約国政府の税関当局は、危険度の高い物品の検査活動に集中することができる危険度に応じた管理手法の制度であって、危険度の低い物品の通関及び移動を簡素化するものを維持する。

2　両締約国政府は、セミナー、研修課程その他の措置を通じて、両締約国政府における危険度に応じた管理手法の使用及び危険度に応じた管理手法に関する技術の向上を促進するよう努める。

3　両締約国政府の税関当局は、危険度に応じた管理手法に関する技術その他の取締りのための技術に関して最良の慣行を共有する。

第二・四条　不正取引への対応

1　両締約国政府の税関当局は、物品の不正取引への対応の分野において協力する。

2　両締約国政府は、物品の不正取引への対応の分野において、関税協力理事会の下での地域的な協力を促進するよう努める。

第二・五条　知的財産権

両締約国政府の税関当局は、知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入及び輸出への対応の分野において協力するよう努める。